

しまねろうふく



石見銀山・大久保岡歩

大田地区労福協

今月号の目次

私のふるさと紹介	2
2007年度税務研修会開催	3
「賢い消費者」シリーズ4	4
全労済からのお知らせ	5
2007年度第3回県推進委員会開催	5
「悪質商法」から消費者を守りましょう	6
チャリティー基金スポーツ大会参加者募集	7
ライフプランセミナー開催・受講者募集	8



労福協とは

労働者福祉協議会の略称。この協議会は労働者福祉活動を総合的に推進し、構成団体間における福祉活動の連絡調整を図るとともに、関係事業団体の育成と強化、並びに労働者福祉全般について啓発、教育、宣伝活動を行い、労働者福祉の推進を図ることを目的に活動する任意団体です。

私のふるさと

紹介

大田地区労働協
事務局長
田中礼祐

さる7月2日、ユネスコの世界遺産に登録された石見銀山を紹介します。

ニュージーランドのクライストチャーチで開催された第31回世界遺産委員会は、島根県大田市の石見銀山が審議されることで注目されました。事前に日本国に伝達された「石見銀山の詳細は「記載（登録）延期」で、「保護の範囲が不十分」「更なる調査が必要」などという内容でした。ゆえに「今回の登録は非常に困難である」との報道が多数を占めて、審議に関心が集まりました。

しかしながら、審議の結果は登録（世界遺産「一覧表」に記載）でした。このことは、報道で既に存在していると思えます。

登録の名称は、「石見銀山遺跡とその文化的景観」。ちなみに英文の表現では「Iwami Ginzan Silver Mine and its Cultural Landscape」と「site（遺跡）」がありません。「それはおかしい、石見銀山は遺跡のはずだ」といわれそうです。また、「石見銀山遺跡だけの名称ではないのか」とか、「その文化的景観とは何だ」との質問がありかもしれません。

「石見銀山遺跡とその文化的景観」が ユネスコの世界遺産に登録

実は、さほど報道で取り上げられなかった「その文化的景観」という名称が付いていることに、石見銀山の価値を読み解く大きなヒントがあります。

確かに石見銀山は既に鉱山の活動が停止し、遺跡となった部分を中心とします。けれども、鉱山活動に伴って人々が暮らした鉱山町や港町は遺跡となっており、伝統的様式を踏襲した家屋に現在も人が住み続けています。

これが世界遺産登録のためのガイドラインが定義する「残存景観」なのです。英語では「relict landscape」と表し、「未亡人の景観」「残存種の景観」とも訳せるのかもしれませんが、要するに、鉱山が停止した後もその鉱山跡を残しながら人々が集住している形態が引き継がれている景観

を指すのです。

世界遺産の文化的景観の代表例は、フィリピンの「コルディレラの棚田」が有名です。伝統的な住居と連続する棚田は誠に際立つ景観を形成しています。石見銀山と同じく、ヨーロッパの王宮のような荘厳された空間ではありません。

ユネスコ世界遺産の理念は、世界各地の文化的な多様性を相互に認め合うものです。「欧米風」「アジア風」「和風」に順序をつけるのではなく、それぞれが世界の自

然や文化を形成している標本として捉え、その種類の中で「ベストオブベスト」の遺産が「一覧表」に記載（登録）されるものです。

石見銀山は支配者が財を蓄積した結果の産物でもありません。棚田のように、小さな生産形態がたくさん集積した鉱山活動を展開し、それに伴って形成された鉱山町、街道、港、港町が一体となつて残る遺産です。言い換えるなら「産業の遺産」であり、その主人公は支配者ではなく、鉱山の労働者、住民なのです。



仙ノ山全景



大森の町並み

種や雑感

「雑感」



島根県労働者福祉協議会
副会長 石塚 博

最近、色々な所で「組織の弱体化」という言葉を耳にします。上司が怒鳴れば部下が動く、そう信じている管理職はまだまだ少なくありません。上司は、「言い聞かせれば分かる」という信念で叱責されていると考えますが、受けるほうは、ただ火に油を注がぬように黙っているだけです。反省しているように見えてもほとんど反省していないことの方が多く、むしろ、自尊心が傷ついている以上、反省も出来なくなっていると思わざるを得ません。この様に、面従腹背（面と向つては服従しているが、腹の中では背反している）の部下が増えているように思います。上司は「分かった、と言ったじゃないか」と思っても、部下は「あの時、分かった、というしかなかった」と思っており、ここに大きなギャップが存在します。

もしそれが信頼のおける上司なら、その叱責に対して部下は甘んじて受け、この上司なら自分を守り自分を育ててくれる、その信頼関係が前提にあるかどうかにあります。「役割」として叱つても心に響かない。強い言葉が心に響かず、すり抜けてゆく。説得は納得ならず。」と専門家に伺ったことを思い出しました。お心当たりはありませんか？

2007年度税務研修会を開催

島根県労協主催による「税務サポート研修会」が、8月8日（水）10時より松江市・労働会館において中央労協研修会専任税理士の小倉税理士を講師に招き開催されました。今回は、公益法人会計基準の改定を踏まえ、労働組合の活動状況を明らかにすることを目的とし、収支及び財産の状況を適正に把握し報告するまでの実務を目的に、一昨年に引き続き開催されました。

日 時 2007年8月8日（水）10:00～13:00

会 場 労働会館「201号室」

研修日程

開会あいさつ 司会 島根県労協 事務局長 神門 至
主催者あいさつ 島根県労協 会長 大崎 康弘
(日 程)
10:00～ 講 義
2007年版「労働組合等の会計税務に係る実務マニュアル」の解説
講師：千葉県税理士会所属 税理士 小倉 秀夫氏
12:30～ 質疑（昼食）
質疑終了後に閉会のあいさつ
閉会のあいさつ 連合島根 会長 矢倉 淳
終了後 個別税務相談（希望者のみ） 税理士 小倉 秀夫氏

今回使用した2007年度版のテキストは、これまで全国各地で開催した税務研修会からの意見・要望を取り入れ、

- ① 公益法人制度改革の動向
- ② 労働組合会計基準の概要と内部監査の手続き
- ③ 源泉徴収の区分と整理
- ④ 労組役員の確定申告
- ⑤ 消費税の基本的事項
- ⑥ 確定申告書、届出書など記入例
- ⑦ 平成18年度の税制改革

など前回使用したテキストと比較し充実した内容のものでした。

今回の研修会には、島根県下より17団体から24名の委員長・書記長及び会計担当者などの皆様方にご参加頂き、具体的な事例を取り入れながら、小倉税理士の分かりやすい説明に参加されたみなさんが熱心に耳を傾けておられ、昼食の後も個別相談をされる団体が多数見受けられるなど有意義な研修会となりました。

主催：島根県労働者福祉協議会

共催：連合島根 後援：中国労働金庫島根県営業本部・全労済島根県本部



＜お 詫 び＞

前回発行の「しまねろうふく第356号（8月1日発行）」に以下の誤記がありました。謹んで個人並びに関係諸団体の皆様方にお詫び申し上げます。

記
P2・（誤）布野雪史 （正）布野史雪
P3・（誤）遠藤志伸 （正）石塚 博

島根県労働者福祉協議会 加盟団体名簿

〒690-0007 島根県松江市御手船場町557-7 労働会館1F
TEL.0852-23-3302 FAX.0852-23-3303

(H19.7.31現在)

団 体 名	〒	住 所	代 表 者	TEL	FAX
＜労働団体＞					
日本労働組合総連合会 島根県連合会	690-0007	松江市御手船場町557-7	会 長 矢倉 淳	0852-21-8105	0852-23-4105
日立安来関連労働組合連合会	692-0011	安来市串島町6-1	議 長 石塚 博	0854-22-3713	0854-23-2185
＜事業団体＞					
中国労働金庫 島根県営業本部	690-8516	松江市御手船場町549-4	本 部 長 遠藤 渡	0952-27-1600	0852-31-2344
全国労働者共済生活協同組合連合会 島根県本部	690-0006	松江市伊勢宮町543-3	理 事 長 浅沼 延夫	0852-27-0631	0852-27-8123
島根県生活協同組合連合会	690-0017	松江市西津田町1-10-40	会 長 理事 鎌田 嘉男	0852-27-0505	0852-27-5899
(財)しまね・さわか生協福祉センター	690-0007	松江市御手船場町557-7	理 事 長 矢倉 淳	0852-23-5303	0852-23-3619
(財)島根県中央労働福祉センター	690-0007	松江市御手船場町557-7	理 事 長 矢倉 淳	0852-23-3300	0852-23-3303
＜地区労働協・事務局＞					
安来地区労働者福祉協議会	692-0011	安来市串島町917-10	会 長 横田 一浩	0854-23-1903	0854-23-1906
松江地区労働者福祉協議会	690-8540	松江市末次町86	会 長 錦織 清人	0852-20-2525	0852-27-7242
雲南地区労働者福祉協議会	699-1334	雲南市木次町新市426-7	会 長 大塚 照子	0854-40-1063	0854-40-1069
出雲地区労働者福祉協議会	693-8530	出雲市今市町109-1	会 長 藤江 晃	0853-22-1008	0853-22-6806
大田地区労働者福祉協議会	694-0064	大田市大田町大田口1,111	会 長 福田 実	0854-82-1600	0854-82-1452
江津地区労働者福祉協議会	695-0011	江津市江津町1,280	会 長 石田 研二	0855-52-2589	0855-52-1304
邑智地区労働者福祉協議会	696-0001	川本町川本276	会 長 高橋 武司	0855-72-9587	0855-72-9534
浜田地区労働者福祉協議会	697-0041	浜田市片霞町254	会 長 山本 好教	0855-29-5754	0855-29-5717
益田地区労働者福祉協議会	698-0023	益田市常盤町1-1	会 長 吉岡 勝弘	0856-22-0196	0856-23-6811
隠岐地区労働者福祉協議会	685-0104	隠岐の島町城北1	会 長 村上 孝三	08512-2-3211	08512-2-5963

マネートラブルに **かつ!**

賢い消費者になるために

借金を返すための借金

借金を返すために借金する……多重債務におちいるものとも多いパターン。最近ではテレビや雑誌に消費者金融の広告があふれ、利用者の6割を20〜30代(男性28%、女性32%)が占めています。シンブル(簡単)・スピーディー(迅速)・スモール(小口)・シークレット(秘密)をうたう消費者金融のイメージ戦略がじわりと浸透しています。

人の弱味を狙うヤミ金

多重債務者の弱味につけこむのがヤミ金融です。手口はますます巧妙になっています。消費者セン

ほんとに、いま
必要なの?



多重債務という

地獄

「多重債務」におちいると、寝てもさめても毎月の返済と業者の名前で頭はいっぱい。とても勉強や仕事どころではありません。しかし、本人の覚悟と周囲の協力があれば、借金は必ず解決できます。

提供 R マネーバンク
ろうきん
4連載

ターやNPO、弁護士の名をかた「借金一本化」「低利に借り換え」などの甘い文句で近づいたり、信用調査と偽ってカードで限度額いっぱいの商品を買わせ、姿を消す例もあります。

高利の借金を増やし、脅迫まがいの催促をくり返すヤミ金。多重債務者や自己破産者にはこの手の甘い誘いがありますが、決して誘いにのつてはいけません。「借金を抱えている」という負い目を捨て、自分の身を守るしかないのです。

まず相談する勇気を!

債務者は返済に追われて正常な

判断ができません。そこから脱するためにはまず相談する勇気を! 家族に知られたくない、会社には解決できません。家族や組合、会社の協力なくして多重債務の解決はありえないからです。

解決できない借金はない

以前は借金の心理的な重圧から夜逃げ、自殺、犯罪に走るケースが新聞をにぎわしました。しかし、そんなことをしても家族や親族、友人を悲しませるばかり。どんなに多額の借金を抱えていても、必ず解決できます。

「賢い消費者」シリーズ4 全国労働金庫協会作成の消費者問題関連記事を連載しています。

全労済からのお知らせ

平成18年度税制改正による地震保険料控除制度の創設について

平成18年度税制改正により「地震保険料控除制度」が創設されました。この制度は、従来の「損害保険料控除制度」を改組する形で新たに創設されるもので、全労済の自然災害共済についても、地震等損害部分にあたる掛金に対して2007年1月分より適用が開始されています。

改正内容

1. 地震保険料控除の制度について

2007年1月から、「地震保険料控除」が創設され、国税は2007年（平成19年）分以後の所得税、地方税は2008年（平成20年）度分以後の個人住民税について適用されることになります。

【表1】地震保険料控除制度の概要

所得税	支払った掛金（保険料）が5万円未満の場合は全額、5万円以上の場合は5万円を所得から控除します。	2007年（平成19年）分以後の所得税について適用します。
住民税	支払った掛金（保険料）が5万円未満の場合は1/2.5万円以上の場合は2万5千円を所得から控除します。	2008年（平成20年）度分以後の個人住民税について適用します。

2. 全労済の自然災害共済における地震保険料控除の取り扱いについて

- (1) 2007年1月1日以降払い込まれる自然災害共済掛金（ただし、2007年1月1日発効契約で2006年中に払い込まれた掛金を含みます）のうち、地震等損害部分に係わる共済掛金が控除対象となります。
- (2) 控除対象掛金は、以下のとおりです。

【表2】自然災害共済の掛金のうち、地震保険料控除の対象となる掛金単価（1口あたり）

	月払い	一時払い（年払い）
木造	4.4円	49.5円
鉄筋	3.1円	34.0円

3. 損害保険料控除の廃止について

従来、全労済の火災共済・交通災害共済・こくみん共済（シニア傷害タイプ・障害プラス）の掛金が適用対象となっていた損害保険料控除については2006年で廃止され、2007年以降は保険料控除の対象となりません。

地震保険料控除Q&A

Q.1 保険料の控除について教えてください。

A. 保険料の控除には「生命保険料控除」と「地震保険料控除（2007年から）」の二つがあります。損害保険料控除は2006年12月末で廃止されました。

Q.2 地震保険料控除はなぜ創設されたのですか。

A. 近年、新潟中越地震や福岡西方沖地震など、大きな被害を伴う地震の発生が相次いでいることから、地震災害による損失への備えに対して国民の自助努力を支援する目的で「地震保険料控除」が創設されました。

Q.3 従来の損害保険料控除は廃止されるのですか。

A. 「火災共済」「自然災害共済」「交通災害共済」「こくみん共済 シニア傷害タイプ」「こくみん共済 傷害プラス」の払込掛金に適用されていた損害保険料控除は、2006年12月末をもって廃止されました。

Q.4 地震保険料控除の対象となる共済商品はありますか。

A. 「自然災害共済」の掛金のうち、地震等損害部分に係わる共済掛金が控除対象となります。

Q.5 地震保険料控除はどのように適用されますか。

A. 2007年1月1日以降払い込まれる自然災害共済掛金から、地震保険料控除の対象となります。2007年分の所得税および2008年度分の個人住民税に対して保険料控除が適用されます。

Q.6 所得税と住民税で適用年（度）が違うのは何故ですか。

A. 所得税は「当年所得に対する税金を当年1月～12月で徴収した後、12月に税額決定・精算（年末調整等）までを行なう」のに対し、住民税は「当年12月に税額を決定した後、翌年の6月～翌々年5月の期間で徴収」するためです。



2007年度第3回県推進委員会（労金部会長会議）開催

新体制のもとで推進機構をさらに活性化していくことを確認！

9月19日、役員改選後初めての今年度第3回県推進委員会を開催し、新体制の発足や鳥根県内の状況について確認しました。

今回の役員改選では、新委員長に杉原雲南支店推進委員会委員長、副委員長に大谷安来支店推進委員会副委員長、事務局長に寺戸益田支店推進委員会委員長がそれぞれ就任し、今後2年間県推進委員会の運営などを担うこととなりました。

■鳥根県推進委員（各地区労金部会長）

地区名	名 前	会 員 名	地区名	名 前	会 員 名
松 江	景山 誠	PED 労組キャバシタ松江支部	大 田	三谷 雄喜	全農林石見分会
安 来	大谷 宏	安来市職員労働組合	江 津	岩竹 好夫	PED 労組キャバシタ松江支部 江津分会
雲 南	杉原 孝治	雲南市職員労働組合	浜 田	戸津川美二	浜田市職員労働組合
出 雲	清水 心悦	ヒラタ精機労組	益 田	寺戸 一弘	益田市職員組合



「悪質商法」から消費者を守りましょう

…「割賦販売法」の改正をめざして…

弱者を狙う悪質商法、多重債務のきつなせいで

訪問販売などで契約書型クレジット（割賦販売）を使った悪質商法が大きな社会問題となっています。とりわけ深刻な点は、高齢者など弱い立場にある人々を食い物にしていること、一件あたりの被害額が大きく、しかも被害者が多重債務に陥っている場合が多いことなどです。

「契約書型」クレジットと

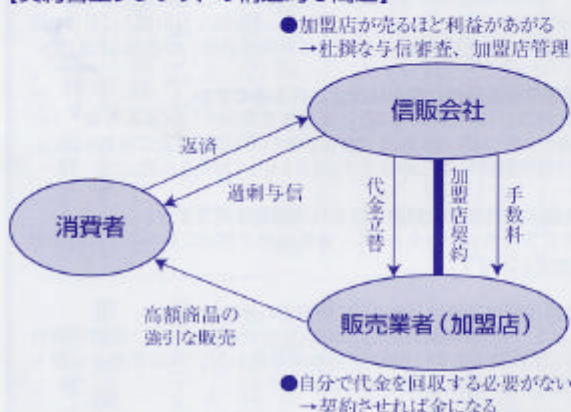
悪質商法

クレジットには2つのタイプがあります。

「カード式クレジット」とカードを使わない「契約書型クレジット」（商品方式）です。今回大きな問題となっているのは、主に訪問販売などで使われる契約書型クレジットです。この方式は、販売業者がクレジット契約書を預かり、商品販売に伴って、契約条件の交渉、クレジット申込書の作成・提出をすべて販売業者が行い、クレジット会社は個別に審査して契約を承認するやり方です。

（株）日本クレジット産業協会の2005年推計額によるとクレジット（販売信用）の取引高は約43兆円。そのうちカード方式は約32兆円で、契約書型は約11兆円です。取引高では契約書型クレジットの割合は約2割にすぎません。ところが消費生活センターに

【契約書型クレジットの構造的な問題】



悪質業者がいかにか法の網の目をくぐり抜けて契約書型クレジットを悪用しているかがわかります。

寄せられた2005年度のクレジット関係相談件数約14万件のうち、約8割の10万件がこの契約書型クレジットによるものです。

契約書型クレジットの問題	私たちの要求（法改正）
◆契約書型クレジットを利用する販売業者は、顧客の支払能力を無視して販売しても、クレジット会社から代金を確実にすぐ取得することができるため、次々に販売を実行できます。 ◆悪質販売契約が、詐欺的なセールストークや履行不能な特約を付けて強引に販売しても、クレジット会社は契約場면을チェックしていないため、与信を与えてしまうことになります。 ◆1～2回払いは割賦販売法の適用を受けないので、信販会社から残債務も請求されます。 ◆契約書型クレジットだと無登録で営業できます。（開業規制なし）	1. 実効的な過剰与信防止規定 顧客の支払能力を超えるクレジット契約（過剰与信）ができないように、クレジット会社に対して実効性のある制限を設けること。 2. 不適正与信防止義務と既払金返還責任 クレジット会社には、悪質商法にクレジットが使われないようにする義務と支払った代金の返還については販売業者と同じ責任を持たせること。 3. 契約書型クレジットへの開業規制 契約書型のクレジット業者にも登録制などの規制を設けること。

TOPIC

島根県労協は、島根県に対して多重債務者の債務整理、生活再建のための相談機能を充実するよう求めています。島根県は「消費者金融等被害防止対策会議」を充実し、県労協も構成団体に加えることを決定しました。しかし、この会議は構成団体に資金業団体、金融機関も含まれているため、どれだけ被害者の立場に立った議論ができるかはっきりしません。

県労協は、政府が設置した多重債務対策本部が示す各都道府県での取組みが着実に実行されるよう意見を述べて行きます。

取組への理解を深めます。

■割賦販売法の問題について

学習会の開催を

割賦販売法改正実現に向けて各地区労協協単位で学習会等を実施し、

■割賦販売法改正に向けた署名運動の取組

全国的に署名運動が展開されています。島根県でも各地区で署名運動を展開します。

■島根県議会に請願書を提出

9月25日、島根県労協は、高金利の引下げを求める県民会議の一員として県議会議長に対して請願書を提出しました。

労福協 第19回チャリティー基金スポーツ大会 参加者募集中!



拝啓、時下ますますご清祥のこととお慶びを申し上げます。平素は、労福協が実施します諸活動に格段のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、例年、会員の皆様方にご理解とご協力を頂き開催しております県労福協主催「第19回 チャリティースポーツ大会」を、今年度も会員の皆様方の親睦と交流並びに財団法人しまね・さわやか生涯福祉センターへのチャリティー基金を目的として、県下3会場で開催する運びとなりました。

つきましては、大変お忙しいとは存じますが、ふるってご参加を頂きますようお願い申し上げます。

敬 具

開 催 要 領

(1)日 程

- 東部会場 10月22日(月)松江・安来・隠岐地区 目標20組(80名)
 ※会 場 大山アークカントリークラブ
 ※参加費 3,000円(プレー代は別途・参加者全員に参加費あり)
- 中部会場 10月18日(木)出雲・雲南地区 目標20組(80名)
 ※会 場 クラシック島根カントリークラブ
 ※参加費 2,000円(プレー代は別途)
- 西部会場 10月10日(水)大田・浜田・益田・江津・邑智地区
 目標20組(80名)
 ※会 場 金城カントリークラブ
 ※参加費 2,000円(プレー代は別途)

(2)チャリティー基金

参加者全員 1,000円＝しまね・さわやか生涯福祉センター運営基金として寄附させていただきます(参加費より頂きます)。

(3)競技方法

お申込み(申込書提出)頂いた後に、ご案内文書(プレー代等)と共にお知らせ致します。

(4)主 催

島根県労働者福祉協議会

(5)担当地区労働者福祉協議会

安来地区労福協(東部会場)・雲南地区労福協(中部会場)・大田地区労福協(西部会場)

第19回チャリティースポーツ大会・参加申込書(参加申込締切 10月1日必着)

希望会場	参加者氏名・連絡先(TEL)	性 別	生 年 月 日	申込書提出先(FAX)
東部会場	氏 名 (TEL)	男・女	年 月 日	安来製作所労組 0854-23-1906
中部会場	氏 名 (TEL)	男・女	年 月 日	労金雲南支店 0854-42-5206
西部会場	氏 名 (TEL)	男・女	年 月 日	労金大田相談c 0854-82-7035



平成19年度

ライフプラン セミナー開催

●セミナーの目的

人の一生の中で大きな節目を迎える退職。団塊の世代の多くが退職を迎える社会情勢や、中小企業勤労者の多くが企業からのサポートがない現状に着目し、それぞれのライフステージについての生活設計や在職中・退職後の生活を総合的（家庭経済や健康づくり・生き甲斐づくり・自己啓発等々、充実した幸福な生活を送るために取り組むさまざまな課題）を考えていく機会を提供することを目的とします。

●開催月日・会場・申込み締切日

安来 会場	2007 10/28日	時 間/13:00～17:00 場 所/安来市和綱博物館 申込締切:10/22(月) 対象地域:安来・松江・隠岐
雲南 会場	2007 11/10土	時 間/13:00～17:00 場 所/雲南市チェリヴァホール 申込締切:11/5(月) 対象地域:雲南・出雲
大田 会場	2007 11/17土	時 間/13:00～17:00 場 所/大田バストラル 申込締切:11/12(月) 対象地域:大田・江津・邑智・浜田・益田 ※各会場セミナープログラムは裏面参照。

受講者募集(入場無料)

入場整理券が必要です。下記はがき・FAXにてお申し込みください。

■お申し込み方法

入場整理券をお申し込みの方は、下記の往復はがきの裏面に氏名・住所・電話番号・希望会場を、返信はがきに入場整理券の送付先を記載いただき、往復はがきに50円切手を貼って御投函下さい。後日入場整理券(返信はがき)を、送付します。
尚、当日は、入場整理券を御持参下さい。入場整理券をお持ちでない場合は、原則として入場出来ません。

■ご記入いただいた個人情報は、当セミナー以外の目的では使用いたしません。



■主 催

島根県労働者福祉協議会

■共 催

中国労働金庫島根県営業本部・全労済島根県本部・
地区労働者福祉協議会

■後 援

島根県・島根県商工会議所連合会・島根県商工会連合会・
島根県中小企業団体中央会・(社)島根県経営者協会・
山陰中央新報社・山陰中央テレビ・
(財)島根県東部勤労者共済会・(財)島根県西部勤労者共済会

■お問い合わせ先

島根県労働者福祉協議会

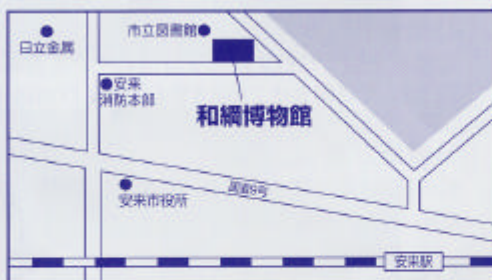
ライフプランセミナー係(担当:神門・竹下)

TEL0852-23-3302 FAX0852-23-3303

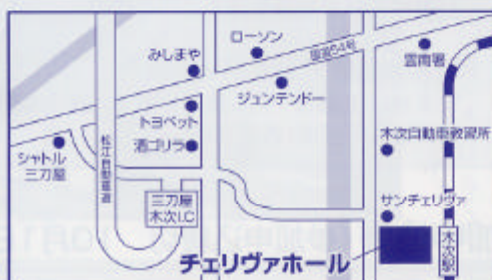
※お申し込みは、FAXでも受け付け致します。

団体でお申し込みの場合は、事前に参加者名簿をお送りください。

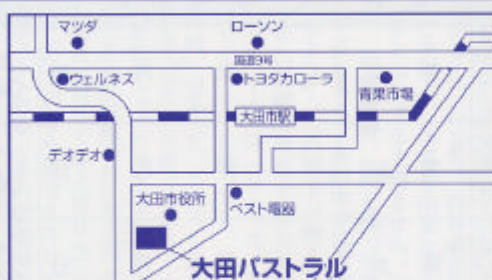
安来会場のご案内



雲南会場のご案内



大田会場のご案内



■セミナープログラム ◆10月28日(日) 13:00～17:00

13:00～	受付
13:25～	開講式
13:30～	記念講演 ～生きがい講座～ 講師:松江市立病院 佐々木 亮 先生 [90分]
15:00～	社会保障制度の基礎知識・退職後のプラン 講師:中国労働金庫ファイナンシャルプランナー [60分]
16:00～	在職時からのライフプランと生涯設計 講師:全労済ファイナンシャルプランナー [60分]
17:00～	閉講式

■セミナープログラム ◆11月10日(土) 13:00～17:00

13:00～	受付
13:20～	開講式
13:30～	社会保障制度の基礎知識・退職後プラン 講師:中国労働金庫ファイナンシャルプランナー [60分]
14:40～	在職時からのライフプランと生涯設計 講師:全労済ファイナンシャルプランナー [60分]
15:50～	記念講演 ～身近に潜む危険なワナ・きちんと見分けて賢い消費者に～ (劇団「ユー・ガール」 披露実演劇) 講師:NPOリーガルネットワークしまね [60分]
16:50～	閉講式

■セミナープログラム ◆11月17日(土) 13:00～17:00

13:00～	受付
13:20～	開講式
13:30～	記念講演 ～身近に潜む危険なワナ・きちんと見分けて賢い消費者に～ (劇団「ユー・ガール」 披露実演劇) 講師:NPOリーガルネットワークしまね [60分]
14:40～	社会保障制度の基礎知識・退職後プラン 講師:中国労働金庫ファイナンシャルプランナー [60分]
15:50～	在職時からのライフプランと生涯設計 講師:全労済ファイナンシャルプランナー [60分]
16:50～	閉講式